

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 研修委員会規程

(目的)

第1条 支部規程第4条第5項に定める「労働安全衛生コンサルタント業務に必要な教育、指導及び研究並びに研修会等の開催」の運営等に関し、これを円滑に合理的に行うために定める。

(研修委員会)

第2条 研修委員会は下記事項に関することについて、担当する。

- 2 各種研修会開催に関すること。
 - 一 特別講演会
 - 二 定例研修会
 - 三 支部新入会員研修会
 - 四 事業部会新入会員研修会
 - 五 事業場見学会（安全・衛生）
 - 六 労働安全衛生交流会
 - 七 その他
- 3 研修会参加費に関すること。
- 4 その他。

(委員)

第3条 委員は支部会員の中から研修委員長が指名し、常任幹事会に報告し了承を得る。

委員数は委員長を除き4名以内とする。

(委員会)

第4条 委員会は研修委員長が必要に応じて招集し開催する。

(要領・内規)

第5条 研修委員会で担当する事項についての詳細は、要領または内規で定める。

(改廃)

第6条 研修委員会規程は、幹事会の決議により改廃する。

但し、軽微な変更については常任幹事会で改廃することができる。その結果を直近の幹事会に報告する。

附則（令和元年10月7日）

この規程は、平成30（2018）年10月7日より施行する。